

## 会費規約

(主旨)

第1条 本会の会費については、この規約で定める。

(経費の賦課)

第2条 本会は、その運営費用に当てるため、会費を賦課することができる。

2. 本会の会員の加入金及び経費の賦課金は次の通りとする。

1) 加入金 10,000円

2) 経費の賦課金

基本分担金 会員の引受口数を1口以上とし、1口に相当する月額500円とする。

分配金高比例分 前年度の分配金総額(分配金・役員報酬・手当てを含む)の1000分の6

人数比例分 前年度3月末日現在のW.Coメンバー1人あたり月額50円

3. 会費の算出方法及び請求は次のとおりとする。

1) 会員の基本分担金の口数は、会員の申告に基づき算出する。

2) 分配金高比例分は、前年度の決算に基づき算出する。

3) 賦課金は、原則2回の払い込みとする。

4) 新規設立会員は、設立した年度末の決算に基づき算出し請求する。

4. 脱退する会員の、すでに払い込まれた賦課金は払戻しをしない。

第3条 所属する他支援組織の機能が重複する等の諸事情を本会において認めた場合、当理事会の承認を経て、その会員の会費免除と権利を以下の通り扱う。

2. 会費は経費賦課金のうち

1) 分配金高比例分 前年度の分配金総額(分配金・役員報酬・手当てを含む)の1000分の6を免除する

3. 権利と義務は次のとおりとする。

1) 共有講座の受講は会員受講費の2倍で受けることができる

2) W.Co基金の助成は受けることができない

3) その他の権利と義務に関しては、他の会員と同等とする

(賦課金支払の期限付き免除)

第4条 次の事情が生じた会員は、定款第15条の賦課金支払義務を期限付きで免除することができる。

1) 事業の継続が著しく滞る事態が生じたとき。

2) 承認及びその期間は、理事会において決する。

3) 賦課金支払義務免除を受けた会は、それ以外の会員の義務と権利は変わらないものとする。

(付則)

第 5 条 本規約の改廃は、総会において行う。

組合員規約	1995 年 6 月 23 日	制定
会費規約として	1997 年 5 月 31 日	改定
	2001 年 5 月 30 日	改定
	2002 年 5 月 30 日	改定
	2006 年 5 月 22 日	改定
	2011 年 5 月 25 日	改定